

◎オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について (様式)

(福島県)

1 (1) B.1.1.529系統 (オミクロン株) の早期探知と感染拡大防止策の徹底について		
(○×回答)	回答	
・ 1 (1) 記載事項の点検完了の有無	○	
(自由記載)		
<p>①全ての国内感染者の検体についてL452R 変異株PCR 検査を実施すること ⇒国の通知に基づき適切に検査を実施している。</p> <p>②検査能力を最大限発揮したゲノム解析を実施すること ⇒オミクロン株の早期探知のためゲノム解析を実施している。</p> <p>③宿泊療養施設について、急激な感染拡大に即座に対応できるよう、早めの稼働を要請すること ⇒1月14日に既存施設については消毒・清掃方法を見直すなど、稼働率の向上による既存施設の拡充や新たな宿泊療養施設を2施設追加し、計1,108室の確保見込みとなったほか、1月25日には更に新たに2施設を追加し、計1,356室確保できる見通しとなった。 なお、一部の施設において、稼働上限室数までの運用に必要な看護師の不足も想定されることから、新規の採用や医療機関からの応援看護師の活用を図っていく。</p>		
1 (2) 自宅療養者等への健康観察・診察の対応について		
(○×回答)	回答	
・ 1 (2) 記載事項の点検完了の有無	○	
(自由記載)		
<p>①自宅療養者の治療に関与する医療機関・訪問看護ステーション数・薬局に対し、改めて地域の医師会や看護協会、薬剤師会等と、保健所等と医療機関の具体的な役割分担や連携方法の確認を行うこと ⇒自宅療養者に対する診療・調剤等について医療機関・薬局と連携。健康観察は訪問看護ステーションを中心に連携体制の構築を進めている。</p> <p>②自動架電、陽性者や医療機関の理解・協力を得て実施する My HER SYS 等を活用した効率的な健康観察を行うことを徹底すること ⇒自宅療養者の増加により、検査診療情報の共有や自動架電等による健康観察業務の効率化がより一層必要となることから、引き続きHER-SYSの導入の徹底を進める。</p>		
○ (p.3) 地域の医療機関等 (特に、当該患者を診察・検査した診療・検査医療機関) が、自ら診断した自宅・宿泊療養中の患者の健康状態の確認を行い、必要に応じて電話等による診療を行う体制の検討・要請		
(○×回答)	回答	
・ 当該体制の検討・要請の有無	○	
【自宅療養者治療に関与する医療機関数】 ※以下の行に11月末時点と検討後の数値を入力ください。		
↓	2021年11月末時点	400箇所
	体制検討後	406箇所
(自由記載)		
<p>①地域の医療機関等が、自ら診断した自宅・宿泊療養中の患者の健康状態の確認を行い、必要に応じて電話等による診療を行うことにする等、健康観察・診療を実施する医療機関の拡大を推進すること ⇒地域の医師会や薬剤師会の協力を得て、自宅療養者の体調変化時に電話診療・往診・外来診療を行い処方薬を配達できる体制を構築した (協力医療機関406箇所、協力薬局324箇所) ほか、医療機関や訪問看護ステーションにおいて健康観察業務を実施できる体制としており、協力医療機関等のさらなる拡充を各保健所において進めている。 ⇒入院が必要な方の一時的な待機施設として、入院待機ステーションを福島市・郡山市・いわき市に各1箇所ずつ確保し、うち、福島市・郡山市の2箇所については、1月22日から運用開始した。なお、いわき市分についても、運用開始に向け準備中。(各施設とも定員8名) ⇒中和抗体薬の外来での投与体制を構築中 (外来対応医療機関を調査中)</p>		

○ (p.3) 計画において、想定する自宅療養者数をゼロと見込んでいる県について、オミクロン株の流行による感染者の大幅な増加に伴い、自宅療養者が発生する場合も想定した際の健康観察・診療の体制の構築を検討	
(○×回答)	回答
・当該体制構築の検討の有無	
(自由記載)	
12月28日付け「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」	
1. 自宅・宿泊療養者が安心して療養できる体制構築の確認について	
(○×回答)	回答
・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布する体制の構築完了の有無	○
【パルスオキシメーター確保数】 (1月19日時点)	6353個
(自由記載)	
⇒自宅療養者に関する情報を市町村と共有し、自宅療養開始または翌日に配布ができるよう体制を整備している。 ⇒パルスオキシメーターについては、1月19日に新たに2,000個を確保したほか、新たに3,000個を追加発注している。	
1 (3) 検査体制の確保について	
○ (p.4) 陽性者や濃厚接触者等の急増時に、行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）を即座に活用できるよう保健所の業務体制・手順等の点検	
(○×回答)	回答
・保健所の業務体制・手順等の点検完了の有無	○
(自由記載)	
①行政検査の特例（陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査）を即座に活用できるよう保健所の業務体制・手順等の点検を行うこと ⇒医療機関等との本特例に係る通知を共有することとしている。	
○ (p.4) 検体採取体制について、地域の医師会等と連携し、診療・検査医療機関や地域・外来検査センター等の体制が確保されるよう点検	
(○×回答)	回答
・検体採取体制の点検完了の有無	○
(自由記載)	
①検体採取体制についても、地域の医師会等と連携し、診療・検査医療機関や地域・外来検査センター等の体制が確保されるよう点検すること ⇒診療・検査医療機関における検体採取体制について、1月26日時点で10,021件/日(診療・検査機関：9,200、地域外来：821) 確保されている。	
○ (p.4) 検査分析体制について、即座に対応可能な体制が確保されていることを点検	
(○×回答)	回答
・検体分析体制の点検完了の有無	○
(自由記載)	
①検査分析体制についても、同様に、即座に対応可能な体制が確保されていることを点検すること ⇒迅速な検査が可能な体制が確保されている。	

○ (p.5) 感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、感染が生じやすい場所・集団等に対する検査や高齢者施設等の従事者や入所者等に対する一斉検査等を即座に実施できる体制等を準備

(○×回答)	回答
・一斉検査等を即座に実施できる体制等の準備完了の有無	○

(自由記載)

①クラスターが発生している地域において、感染が生じやすい場所・集団等に対する検査や高齢者施設等の従事者や入所者等に対する一斉検査等を即座に実施できる体制を準備しておくこと

⇒高齢者施設等の従事者や入所者等に対する一斉検査等を実施できる体制を構築済み。

⇒1月24日から高齢者施設・障がい者施設等でのPCR検査を開始している。

⇒高齢者施設・障がい者施設等の職員を対象とした感染症対策の研修会を1月19日に実施(187施設参加)。

#### 1 (4) 経口治療薬の迅速かつ適切な供給の確保について

(○×回答)	回答
・1 (4) 記載事項の点検完了の有無	○

(自由記載)

①患者が薬局に来所せずに入手に入る体制の構築を行うとともに、地域の医師会、薬剤師会及び医薬品卸売販売業者等とよく調整すること

⇒地域の医師会や薬剤師会の協力を得て、自宅療養者の体調変化時に電話診療・往診・外来診療を行い処方薬を配達できる体制を構築した(協力医療機関406箇所、協力薬局324箇所)ほか、経口治療薬に対応する薬局として、前述の処方薬配達協力薬局のうち、時間外等にも経口治療薬の提供が可能な薬局を242箇所(1月18日時点)を選定し、現在、発注のための手続きを案内している。

②薬事承認が行われた場合には、厚生労働省から提供する情報や事務取扱の内容を遅滞なく医療機関及び対応薬局に周知・徹底すること

⇒経口治療薬の配分が可能な医療機関や薬局に対して、厚生労働省からの情報を提供するとともに、登録・発注のための手続きを案内しており、1月25日現在で216医療機関、181薬局が登録済みとなり、うち、61医療機関、181薬局で在庫配置を完了している。

#### 1 (5) 計画で確保した病床の稼働のためのフェーズ引上げについて

(○×回答)	回答
・1 (5) 記載事項の点検完了の有無	○
・フェーズ切替えの前倒しの有無	○
・振り分けの考え方の切替えの迅速化の有無	○

(自由記載)

①フェーズの切替えに関して、フェーズ切替えが行われてから確保病床を即応化するまでの期間を前倒しすることも視野に入れ、あらかじめ検討を行うこと

⇒保健・医療提供体制確保計画策定後の新たな病床確保計画では、年末年始の人流による感染再拡大を見据え、即応病床フェーズ2で要請していたことに加え、1月7日には県内外の感染拡大状況等を踏まえ、基準を前倒ししてフェーズの拡大(フェーズ2:668床→フェーズ3(通常時最大):734床)の要請をした。また、併せて即応化のための準備期間の前倒しについても医療機関へ依頼し、ほぼ1週間で即応化が完了した。

⇒緊急フェーズは818床を確保しており、今後の感染状況に応じて切り替えを判断する。なお、医療機関に対して、即応化に係る準備期間の前倒しを依頼済み。

②計画において感染拡大のフェーズに応じた患者の療養先の振り分けの考え方を明確化しているが、振り分けの考え方についても早めに切り替える必要があり得ることに留意すること

⇒感染状況に応じて適宜切り替えられるよう、患者搬送コーディネーターや関係機関との連携体制を構築済み。

患者の年齢・症状・基礎疾患等の有無等を基準とした療養先判断の目安を作成し、1月8日に運用を開始し、1月19日に一部変更している。また、今般の感染拡大を踏まえ、より入院が必要な方が確実に入院できるよう、1月25日に入院適用基準の見直しを実施した。